

議案第39号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年10月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務） 第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の3の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務） 第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の12の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第2条 条例別表第1の13の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する高等学校等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の14の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 学び直し支援金（条例別表第1の14の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第4条 条例別表第1の15の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 専攻科修学支援金（条例別表第1の15の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 専攻科修学支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の16の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の17の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の4の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)

第3条 条例別表第2の4の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の教育委員会規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和7年10月31日から施行する。

(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)

第7条 条例別表第2の5の項の教育委員会規則で定める事務は、学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

議案説明

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第9号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第9号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1に定める事務から、高等学校等奨学給付金、学び直し支援金、専攻科修学支援金及び専攻科奨学給付金の支給に関する事務が削除されることに伴い、当該事務に係る規則の規定の削除及び所要の整備を行う。

3 施行期日

令和7年10月31日